

『明石の三郎』試論

渡辺信和

はじめに

『明石の三郎⁽¹⁾』は熊野の申し子である明石の三郎がどのように繁栄したのかを表す物語であろう。その結末だけを見れば、「六かこくのぬしにて、たのしみさかへたまいけり。」とされ、「ほとなくさへもんのせうになり」小夜の中山で生まれた長子「たかみの七郎まさとき」のほかに、「そのゝちなんしん七人によし五人いてき給ひければ、ていわうの御おほへもいみしくて、すへはんしやうたのしみさかへたまひけり。」とあり、結語として、「あかしはきく人々もうらやまぬはなかりけり。むかしもいまにいたるまで、しけときにまさるゆみとりあらしと申はんへりけり」と記すように、申し子譚一般の末繁盛の物語として結ばれており、物語の意図は成功したかに見える。

しかしその内部の一々の設定には看過できないいくつかの問題点を含んでいる。以下にそれらについて検討してみよう。

他の多くの武家ものが、地方の物語として成立していることは⁽²⁾、都に對置された、ある部分では独立した空間として成立していることを意味しないか。そこで起こることは直接には都とは関わらない。そこで物語られることはその地方での規範に従つて律せられる事柄であつて、その結果が都によつて追認される場合があるのにすぎない。少なくとも「宣旨を得て」とする物語の中でも最初に動機があり、京上した側が一方的な訴状で宣旨を得ている。⁽³⁾都にとつては地方で起こつてゐることは、その範疇で事柄がすまされてゐるならば、いつこうにかまわない事であつたかのようである。都、あるいは都の持つてゐる機能は影響を与へはするのだが、かなり独自の裁量の中で事が進められていく。

ところが『明石の三郎』では、地理的条件として、播磨国明石の地が設定されている。この地が意味するところは、『源氏物語』の明石を考えると地方であり、都とは隔たつた地であることになろう。しかし一方で畿内の最西端であると考へるならば、そこは直接に都の影響が及ぶところでもあつたのであろう。それは『明石の三郎』では、多田刑部に命じた明石三郎討ち取りが成功しなかつたとき、多田は明石を都へ上らせた事でも明らかで、明石三郎は明石という地方においては有力な存在であるのだが、都へはその勢もわずかにつれただけで、個人的な身体能力だけで戦つて敗退することになつてしまふ。あるいは明石三郎にとつても都は構えて上洛すべきところではなかつ

たかとのニュアンスは、上洛した明石三郎が宿とした四条高倉へ訪ねてきた五条西の洞院の熊王御前を、明石三郎に「としころおもはれける」ものとして描くことによつても示される。明石三郎は都へ通うことがあつたかのような記述なのである。この熊王御前なる女性についてはその役割を後で検討するが、都と容易に往返可能な距離の物語であるところに『明石の三郎』の特性があると思われる。

『明石の三郎』の物語内部の時代設定は明らかではない。わずかに宮中に攻め入った明石三郎を討つ者として設定された人物が、藤原利仁の四代の孫とするところを手がかりとすれば、歴史的に言えば平安中期ということにならうか。社会的状況はちょうど平将門の事件が起こった頃か。その意味では微妙な時間設定ではある。しかしむしろそのことよりも、『明石の三郎』が成り立ったその時代と同じ論理が平安時代から続いているとする認識の方により注目をすべきか。さしあたってはこの時代設定にも微妙な問題があつることを提起しておくる。

2

『明石の三郎』は冒頭で、

はりまのくにゝあかしのさへもんのせうしけたかと申人をはしけり。さいち、さひかく、けいのう人にすくれてかうの人なり。ゆみやをとりてもまさる人そなき。みちのくにのぬしにて、きんこくにはおそれけり。なに事も心にとほしき事をはしまます。

と父親を規定する。確認しておきたいのは、父明石「しげたか」は左衛門尉に任官していること、陸奥を知行国としていたのであろうか。陸奥国の主とされていること、人に優れた人物であったばかりか、裕福で何事も不足はないかったとすることである。その父「しげたか」は子のないことを嘆いて、「くまのさんけいし給ひ、ほんくう、しようしやうてんにつや申」したところ、「おにかわらをたまはり、ふところにをさめける」という示現を得て、北の方が懷妊したとする。

あきらかに申し子をして、熊野権現から子を授かったのである。従ってその生まれてきた男の子「れうほうしこせん」は、「あたりもかゝやくほとの、いつくしきわかきみ」であった。

申し子譚では比較的早い時期での片親乃至両親の死が描かれる。⁴⁾ そのことが申し子の苦労と遍歴を導き出すことになるのだが、『明石の三郎』でも一十三歳の六月に父親を失ったとし、さらに翌年十一月には母親も失ったとするのである。

この父親の死は、それまで左衛門尉として中央から認知されていた根拠をとりあえずは失うこと意味しないか。たとえそれ以前、九歳で元服、十三歳で力試しをしたところ、八十五人力で、弓矢、馬などに他に抜きんでた才能を示し、七尺五寸、容顔美麗、芸能に優れた人物として設定されていたとしても、その事と中央で認知されることとは異なっているのである。それは十七歳で、四歳の時からの許嫁である多田刑部の末子を迎えても必ずしも安定しなかつた。このあたりには、将門や貞文などが、若いときに検非違使尉などに任官し、一応官位を得て、辞して下り、その権威を一つの背景にしていたことと通底しているようである。

申し子である明石の三郎は、父母の孝養を営んだ後、宿願をもって夫婦ともに熊野へ参詣した。⁽⁵⁾ 那智で七条殿下の子、高松の中将が北の方を見初めることになるのである。

もし、熊野権現が自らの与えた子である明石を守ろうとするならば、この時点で何らかの対策を示すこと、さらにはこうした出会いを防ぐことなど様々な事が考えられるのだが、熊野権現は全くなすこともなく高松の中将の横恋慕を容認しているかのようである。

これを、明石の三郎夫婦が熊野権現から課せられた課題とするならば、そのことも申し子譚の一つのありようとなる。果たしてそうであるならば、熊野権現が明石三郎夫婦に課した課題は何であったのか。

そのことを確認する手続きとして、熊野権現が現れるところを以下に引いておく。

a 明石を討つて妻となっていた娘を高松の中将に娶せるようにと言われた多田刑部は、後見の右馬允の発案で、附子を入れた酒を薬酒と偽つて飲ませ、殺そうとするが、

くまのゝこんけんあはきてうとなりて、さけのうへにたちまいらせ給ひけるほどに、かへりてくすりとなりてくるしからず

ということで、酔いもしなかった。

b 東国へ流され監禁された明石三郎を追つて、都をでた北の方は、小夜の中山で出産、絶命するが、「やまたつひめ」に救われる。「やまたつひめ」は産まれた子をおいて主従一人だけでの旅立ちを促す。それは、奥州の人、信夫の佐藤庄司「もとかた」が、熊野へ参詣し申し子をした結果、

ほんくうしやうくでんの御まへにてしけんをかうむりてけかうしけるに、さよのなか山をあやしくおもひた
つね見るに、たゞいまむまれたるをさなひ物あり。しやうしよろこひてこれをとりあけて、「これそこんけん
よりたまはりたる子よ。」とていそぎむまよりおりて見るに、いつくしきおのこへなり

といふ事を予測したものであつたとすれば、この「やまたつひめ」も熊野との関わりの中においてよいものか。さ
らに佐藤庄司「もとかた」⁽⁶⁾は北の方を見つけて、放置されていた赤子の親であることを確かめ、身柄を引き取つて、
一、三日療養させた後、輿の用意をして親子共々に同道下向することになるが、こうした展開が、赤子だけが置か
れるとといった状況から生まれたものだとすれば、熊野権現の意向を承知しての「やまたつひめ」の措置と言うこと
にもなるう。

c 東国で監禁されている明石三郎はいよいよ断罪されんとする前夜、討たれた後は多生曠劫を経ても故郷の人々
の後生を知ることができまいと思ひながら、

十三にてちからをためしけるに八十五人かちからそかし。されはこれほとのろうはやすくやふりていつへき物。
おこかましく五ねんかあひたかくてゐる事こそをかしけれ

と破牢脱走を考えると、それを待っていたかのように、

くまのゝこんけんやまふし六人とならせたまひて、「たゞやふりていてよ。」とあかしをせめさせたまひける。
此御こゑをちからとして、あかしつむとたつてゑいとおしたれは、さしもつよくこしらへたるろうなれとも、
四はうへそちりにける

と容易く破牢脱走が成就してしまう。

さらに、重要な役割を担う女性として、先に挙げた明石三郎の「としころおもはれける」五条西の洞院の熊王御前がいる。名前からして熊野に関わる女性と思われ、明石三郎が知り得なかつた、従つてその郎等の誰もが知り得なかつた、明石三郎を騙して上京させる多田刑部の謀略の一部始終を知らせるものとして登場する。そこではつきりとこの事態が、

七てうのてんかの御子にたかまつのちうしやうくまのへ御まいりのとき、あかしのきたの御かたを御覧して、こひのやまうとならせたまふか、したいにおもらせたまふ

ことによつて起こつたことを示す。熊野権現での垣間見が横恋慕の発端であつたと言うのである。熊王御前はその経緯を知つてゐるものとして現れる。それはおそらく多田刑部側、七条殿下側のいづれかのものでなければ知り得ず、他でそれを知りうるのは、神もしくはその告げを知らせるものに他ならない。熊王御前はさらに清水へ参詣した北の方に対しても、

いつくより御まいりの御かたにて候やらん。あらゆゝしの御ありさまや。いかさまものおもわせ給ふ人にて御わたり候や。これも物おもひ候身にて候。はりまのあかしの三郎殿のきたの御かたは津のくにのたゞのきやうふと申人の御むすめにて候を、たかまつのちうしやうとのくまのゑ御まいりのとき御らんして、こいのやまふとならせ給ひ、これをてんかなけき給ひて、しうとのきやうふをめして、このよしおほせつけられ、いろ／＼にたくませたまひてうたんとするにつるにうたれす。いけとりにせられをうしうへなかされたることのあはれ

さよ。このきたの御かたのいかばかりの御事をかおほしめし候やうん。されはこてうにしのとうるんにくまわうと申、としこらあかし殿にあひなれたてまつりてありけるか、あまりに心うさにかやうにさまをかへて候。ことし十九になり候。

と経緯を語り、北の方の東北への旅立ちを促す役割を担う。そこで再び高松の中将の横恋慕がきっかけであつたことを示すのは、熊野の神、あるいは徳田和夫氏の指摘⁽⁷⁾の如く熊野比丘尼としての性格を示しているものと思われるのである。

これらのことを見れば、深く熊野権現と関わって物語が展開していることは明らかで、単純に読めば、明石の三郎が直ぐに斬罪になるべきところを、女院の御惱によつて五年猶予されたのは熊野権現の計らいで、破牢脱走もその示唆によるということにならうが、もともと明石三郎が事を起こそざるを得なかつたのは、再々繰り返される如く熊野における高松中将の垣間見に始まつており、明石三郎の流罪ないし斬罪も熊野権現の計らいと思われるのである。熊野権現は明石三郎夫婦にどんな課題を課したのか。

翻つて、明石三郎が斬罪になるべき罪科は何であつたのかを確認しておく。四条高倉の明石三郎の宿所に、七千余騎の大軍で押し寄せた七条殿下の後見高間大夫⁽⁸⁾「くにたか」が、

てんかよりのうつてのたひしやうくんたかまつの大夫くにたか、あかしの三郎にけんさんせんと名乗ったのに対し、明石三郎の傳の加藤大夫は、

なに事のさひくわによつて、あかしをはうたせ給ふへき。しさひをうけたまはり候はん

としている。この討手の不当性を指摘するのである。その回答を待つこともなく戦闘が始まつて、物語の中でこの討手を不当と認識していたのかどうかは不明である。読者は当然その不当性を承知していることになるのだが、物語の論理としてこうした討手が正当化されるものかどうかは明らかにならない。そのことに触れるのは、遡つて高松の中将の病が重くなつていつたとき、七条殿下が頗立てをし、医師に療治させなどしても快方に向かわなかつたとき、「されはみやこのうちくらやみにてありける」とそのことが都、この場合はおそらく貴族世界での重大事となつていていたことを示し、舅多田刑部に、「いかゝあるへき。せいをそろへてあかしの三郎をうちまいらせよ」と命じたとする。異本ではこの部分にも高松大夫の才覚が働き、多田刑部は欲心のものであるから、明石三郎の知行を与えると約束すれば了承するであろうとの策略を示しているのだが、ここでは逆に正当な理由もなく、領地の取り合いを力づくで行おうとする論理が働いているかのように見られる。その意味でいけば、明石三郎は勝利さえすれば正当と認められる力の論理の中にいたのである。

それは当然、明石三郎が寄せ手の大将高松大夫を射落とし、七条殿下軍が浮き足立つて、「たゞにけに七てうとのまでにけこもる」のを追い、再度の戦闘の後、七条殿へ押し入つたことをも正当化する論理である。そこには明石の三郎を斬罪に処すべき罪過は見いだしえまい。

ただし、七条殿^{じゅうじやん}下が、押し入られた後、内裏へ逃れたのを追い討ちして、続いて内裏に押し入ろうとしたことに對しては、異なる論理が働く。

くきやうてんしやう人あわてさわき給ふ事かきりなし。けんひいしにおほせつけられ、ふせくへきよしせんし
なる

と、檢非違使による防戦が命ぜられ、俄然朝廷に対する狼藉との認識がでてくるのである。最後に朝廷側の人物として、「とし人のしやうくん」四代の後胤の前三河守「たゞつな」なる人物が登場し、激戦の末、ただ一人となつた明石三郎が一日一夜の戦に疲れたところを生け捕りにし、

けんひいしともにおほせつけて、すてにきらるへかりし

となつていて、死罪にあたる罪状と思われるるのである。それがたまたま女院の御惱によつて、宥められ斬罪の延期が行われたのは、先に述べた如くあるいは熊野権現の計らいであつたのかもしれない。

ともかくも斬罪にあたる罪状は、内裏に攻め入つたことであつたようである。そこで、最初に論じた如く父は左衛門尉に任官していたけれども明石三郎が無官であつたことは一つの理由となるのだろう。

で斬首されることとなつた。その間を物語は記さないが、破牢したときの記述から、明石三郎は「つよくなしらへたるろう」に入れられ、「五十人のひやうしも」が護つていたとされる。

先にも熊野権現との関わりで見たように、斬首の前日に「ちう八」が明日斬首の由を述べ、
すでにみやう日は一日なり。うちたてまつらんせんしにて候うへはちからをよはす
と、宣旨である以上逃れられないことを言い含め、酒を勧める。それに対しても明石三郎も、
このとし月の御なき申つくしかたく候。又みやう日の事はせんしにて候うゑはちからおよはす
と宣旨である以上従おうとの覚悟を示す。さらに、

わかいのちのあらん事もけふはかりなり。あけなはうたれんのちはたしやうかうくうをふるとも、いかでふる
さとの人々のゆくゑをもきくべき。

と、いったんは覚悟を示しながら、思い返して、

十三にてちからをためしけるに八十五人かちからそかし。されはこれほとのろうはやすくやふりていつへき物。
おこかましく五ねんかあひたかくてゐたることをかしけれ。

と破牢を決意する。それを待つて明石三郎は、熊野権現の化した山伏が破牢を勧めたのである。熊野権現の教唆は明石三郎が朝廷に対して反逆を決意した後の事であったのである。

破牢脱走した明石三郎は、「ゆ」の郡で田植えに用意された飯櫃、大瓶の酒を思う存分飲み食い、山中で衣料、太刀・刀を剥ぎ取るといった狼藉を働く。そこでは先に見た力の論理が、天皇の宣旨という枷を破ることによって

再び通用しだしているのであろう。

信夫の佐藤庄司の館で馬を伏せる様子を見て、自分の力量を示し、庄司に、「この人たゞ人にあらず」と看破される。庄司はその力量を知つて、明石三郎を子として迎え入れようとする。さうに庄司の館で「ひかすぶるにしたかひて見ます事のみあ」るので、何とかそこに留めておきたいと思い、「されば人のこゝろをとむるは、さいしにすきたる事あらし」として、庄司の館に住んで京のお方と呼ばれていた北の方と再会することとなるのだが、その後事情を知つた庄司は喜び、

されはこそたゞ人にはあらずとおもひしもことはりなり

と、さらに重くもてなしかしずいたとする。それ以前に、明石三郎とは知らずに娶されそうになつた北の方が、明石三郎以外の、見知らぬ人に娶されることを拒んで、入水ないし出奔を考えたとき、逗留していた男（明石三郎）の噂を聞いた常盤は、

たゞし世にあやしき事の候そや。五月よりこれにをはします殿の御事を人のかたり候に、あかしとのににまいらせて候。もしろうなとを御やふり候ていてさせたまひて、これにも御わたり候や。しばらく御まち候へ。夜あけ候はゝ見まいらせ候はん。

と明石の三郎の破牢脱走を想定しているのである。そこでは逗留したものが破牢脱走者であるかどうかに意を用いない認識があつたように見受けられる。

そのことはさらに、明石三郎の身分が明らかになつた後に、七百騎ほどで「ゆりのこぼり」の地頭を夜討にする

ことが、何の問題もなく行われていることに通じていよう。⁽⁹⁾ 対象となつたのは地頭であつて、朝廷とは直接に関わらないといふべきであるが、少なくとも当時の国家管理機構に対する反逆であり、それを皮切りに三千余騎で都へ発向するのは、明らかに朝廷に対する反乱に他ならない。破牢脱走者を匿うだけではなく、それを自己の子とし、軍勢をつけて反乱させるという展開は、『明石の三郎』に特有の論理のようである。さらにその軍勢は武蔵国で一万余騎と増えていく。朝廷に対する反乱軍が容易にその勢力を増やしていくとする論理は、朝廷の権威をどのように認識していたのかを示すもののようにもある。

朝廷は明石三郎が大軍を率いて上洛してくるとの風聞に対して、

もとよりもあかしの三郎ひかことなし。たかまつのちうしやうひか事なる

と判断し、

ほんしよへあんとすへき

宣旨を下すことになる。⁽¹⁰⁾ ここには「縊言汗のごとし」といったかつての権威は存在しない。しかし、明石三郎も、せんしをうけたまはり候うへはきみをはうらみたてまつらす。たかまつのちうしやうたまはらん

とあっさりと目標を変えてしまう。さらには明石三郎の軍が近江に入ったと聞いて、高松の中将は高野山に登り出家してしまうのだが、それに対しても、

此うへはちからなし。

と放置してしまう。

最終的に標的となるのは舅多田刑部とその子三郎、五郎（四郎）であった。彼らに對しては俄出家となつていようとも容赦はなかつた。確かに舅は一命を助けられるが、それまでの朝廷や貴族に對しての処遇と大きく異なつた論理が働いているように思われるには、彼らが明石三郎と同じレベルに存在し、同じ規範の中に生きるべき者たちであつたからではないか。そこでは、七条殿から明石三郎を討つて北の方を再婚させるようにといわれ、了承してき多田刑部に對して、

ま事にてんかのおほせならは、そむきかたくはそんすれとも、おなしむこと申なから、四、ふたつよりやくそくして、たかひにはけたかく候に、いかなるゑひくわにほこり候とも、いかでかあかしをうち候へき。
とする多田太郎の言い分や、

いかであかしをうたせ給ひ候へき。うたんとおほしめし候とも、よき御大事にてこそ候はんすらめ。このあかしと申はわか身もふけいのたつしやにて、たせいの物にてひとゝころにてしなんするものそのかすをしらす候。さればかへつて御身の大事になり候はんすらん。

とする多田二郎の言い分^{〔ウ〕}を規範とするありようであつたのである。その規範に反すれば、

さても、四、二より御こになつけられまいらせ候しると、しけときうちてしやうらうをむことにとらんと、いろくのはかり事こそありかたけれ。これへまいりてわかとうともらうせきつかまつれ

と下知して狼藉の限りを尽くさせ、舅刑部すら「さうのてをひつさけ」られる様であり、助命嘆願するも、三郎と五郎は斬首されてしまう。刑部も斬られるところを、娘である北の方が嘆くであろうからと斬らなかつたとする。

朝廷や公家とは関わらない、彼らの中での信義、夫婦のありようなどの論理が表出されているのである。

ところで、その後、信夫の庄司が北の方、若君熊王御前を同道し上京すると、「ていわう」が神妙であるというので「かいたう七こほり」⁽¹²⁾を賜つたとあり、多田太郎、一郎にも北国に三百町を与えたとする。刑部をその二人に預けたとするのは朝廷側の戦後処理なのか。

明石三郎については宣旨の如く本領安堵され、播磨の明石に居住し、六カ国の主として楽しみ栄えたと記述する。傳の加藤をはじめとして五十人に及ぶ戦死者が出、ある意味では明石三郎一族の宗との人々、大人しき人々を失った事に対しては代償がない。彼らは明石三郎によって孝養を當まれただけである。さらに一年を経て、熊王御前が七歳となつたときにようやく左衛門尉に任官する。冒頭で記された父の官位を襲つたことになる。

この物語の異常さは、一方で朝廷や天皇の宣旨に背いて軍を起こし、地方における朝廷の側の機関と思われる地頭を討ち、さらに大軍を催して京上するなど、明らかに天皇や朝廷の権威などを否定する行動がありながら、天皇の前言取り消しの宣旨によって本領が安堵され、直接の女敵となる高松の中将も出家すれば何らの措置もしないで明石に戻つてしまふ不徹底さにあり、結末での明石三郎の末繁盛についても、父と同じ官位に留まるに過ぎない物足りなさが残ることにある。確かに物語の最後には「ていわうの御おほへもいみしくて、すへはんしやうたのしみ

さかへたまひけり」と記しているのだが、そのことには具体性がない。

官位を持たなかつたことが、明石三郎の内裏侵入の罪状の一部となつてゐたかと推定できるのだが、明石三郎は必ずしもその官位に拘泥していない。もし拘泥するならば、京上によつて直ぐに任官を奏請したはずであり、武力を背景にすれば左衛門尉より上の官位も受けることが可能であつたであろうのにである。

とすればこの中途半端な天皇に対する反旗をどう位置づけるのか。先にいくつかの御伽草子について天皇が最終判定者としての役割を担うだけであると論じたが^[13]、ここではそのことも形式的になつてしまつてゐると思われる。まだ全面的に任官、本領安堵などの形式を否定はしないまでも、宣旨を覆す武力が存在し、そうした武力の持ち主は、朝廷側から関わつてこなければ、必ずしも朝廷に対してその力を發揮しようとはしないという、ある部分干渉しないことで均衡が保たれているような不安定さを見せた作品である。

注

(1) 『明石の三郎』の諸本については、『古淨瑠璃正本集』第十（一九八）、角川書店）に付された横山重氏の「解題」に四種六本が紹介され、諸本の比較を行つてゐる。

本論は天理図書館蔵大正二十三年写本「あかしの三郎」（『室町物語大成』第一（角川書店）の翻刻）に依つたが、句読点を私に改め、他本をも参照した。文意の通じないところは、寛永・正保頃の絵入り刊本「あかし物語」（『室町物語大成』第一の翻刻）や、近世初期の筆写になるという天理図書館蔵「明石物語」（『古淨瑠璃正本集』第十）、正保一年刊、天下一若狭守藤原吉次正本「あかし」（『古淨瑠璃正本集』第一（一九六四、角川書店）の翻刻）などを参照し、それを注記した。

(2) 市古貞次『中世小説の研究』(一九五五、東京大学出版会) や松本隆信「本地物周辺の室町期物語」(「国語と国文学」一九七九、六、後に同氏『中世庶民文学 物語草子のゆくへ』一九八九、汲古書院) などに挙げられる武家小説の内、怪物退治譚や、源平合戦などに関わるものと除くと地方における武士同士の葛藤を描くものが多い。

(3) たとえば市古貞次氏が挙げられる『はもち中将』、『堀江物語』、『むらまつの物語』、『もろかど物語』など。もろかどは中央の貴族が直接下向してきて事が起るが、それは中央とは関わらず、中央はその事情を知らない。

(4) 申し子は前提としてその両親に年を経るまで子ができるなど、その理由として前に蛇や猛禽であつて殺生を繰り返した結果であると説くから、子を得る代償として、子の成長する以前の親の死を求めるものがあるし、そうでなくとも遅く産まれた子であるから、幼いときに親が死ぬことになる。

(5) 「明石物語」「あかし」では北の方だけが熊野に参詣したとする。その方が、垣間見には相応しいか。夫婦で参詣しているものを美しいからといって横恋慕するのは、いかにも設定として高松の中将を好色の存在にしているが、権柄尽くである点ではそうしたあり方も肯んぜられるか。しかしそれは最後の場面での出家高野登山によって事を済ましてしまうあり方と対応しない。まだ人物造形に搖れがあったのか。

(6) 「明石物語」では佐藤庄司の得た示現は「なんち此ほど歩をはこぶ心させつなり。なんちにあたふる子は、遠江国さやの中山にある也。弓矢の家をつがせよ」と具体的である。従って、北の方を救う女房についてはただ薬を与え蘇生させるだけで、名乗らず子を置いていくなどの指示もしない。「あかし物語」も示現は具体的であるが、子を預けるようにとの指示もあり、それを含めて熊野権現の計らいと見ることができる。

(7) 「熊野比丘尼の文芸像」(悠久)二四、一九八六、一)。氏は「事件の始終を開陳し、物語をくり返し語る者として造形されて」おり、「熊野比丘尼の性格と姿態がそのまま使われている」とされる。

(8) 諸本間で人名が異なる。「あかし物語」「たかまつのたゆふ」、「あかしの物語」「たかなをのたゆう」、「あかし」「たかなをのたゆふ」である。中将の名乗りを高松とするから高松が本来か。

(9) 「明石物語」では、佐藤庄司に意趣があつたとする。とすれば明石三郎は親となつた佐藤庄司のために戦をしたことになる。いざれにしても國家機構に対する反逆ではあるが、先に挙げた武士ものの論理に従えば、地方での事であり、地方での

論理に従えばよい事柄ではある。「あかし」「あかし物語」にはこの話がない。

先に時代設定が平安中期、将門の乱の頃かとしたことが意味を持つていそうである。もちろん実際の事件とは大きく異なるし、作者が意識している時代背景はやはり室町時代のそれであろう。その間には、承久の乱や足利尊氏など天皇に弓を引く行為、大軍で都に攻め上る行為も実際にあって、それらを踏まえてのことではある。

(10) 「あかし」では都に着いた明石三郎が参内して奏聞した結果であるとし、既にそれ以前に高松の中将の出家、多田刑部の剃髪が書かれ、最終判断者としての天皇を示す形にはなっている。

(11) 底本は子どもを特定しない、文の流れからは太郎とともに勘当された二郎の言辞であろうし、「あかし物語」、「明石物語」でははつきりそくなっている。「あかし」は二郎が兄と同意見であったとのみ書く。

(12) 街道七郡の意であろう。底本は「かいたう七郎」である。「あかし物語」「明石物語」の表記に依った。

(13) 披露『天稚御子』試論—帝の譲位の意味するもの』(『文学部紀要(中京大学)』三三巻特集号、一九九八、一〇)。

天皇の地位については今谷明氏『室町の王権』(一九九〇、中公新書)や、窪田高明氏『王権と恋愛』(一九九三、ペリカン社)、佐藤弘夫『神・仏・王権の中世』(一九九八、法藏館)などをはじめとして興味深い発言が多くある。祭祀権についてなど学ぶところが多かったが、物語世界での王権認識、特に本物語の中での有り様はそれらとは異なっているように思われる。

もろかど物語では、国会図書館写本(『室町物語大成』第十三、角川書店)に、関白に奏聞し、倫旨を下したとあり、彰考館寛永六年写本に、像阿弥陀如来の指示に従い都へ上って御判教を下されたとある。御判教が御教書とすれば発給者は將軍家であり、保証されるのも「おふしう五十四郡」の安堵である。既に天皇の存在が意識されていないかの表現をもつ作品である。